

小名浜パワー事業化調査㈱（仮称）小名浜火力発電所に係る 環境影響評価方法書に対する勧告について

平成16年12月6日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、（仮称）小名浜火力発電所に係る環境影響評価方法書について、小名浜パワー事業化調査㈱に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1．計画概要

- ・場 所：福島県いわき市小名浜字高山34番地
- ・原動力の種類：汽力
- ・出 力：40万kW（20万kW×2基）

2．これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成16年6月10日
住民等意見の概要受理	平成16年8月17日
福島県知事意見受理	平成16年11月12日

問合せ先：電力安全課 高取、沼倉

電話03-3501-1742（直通）

03-3501-1511（代表）

4921（内線）

【小名浜パワー事業化調査(株)(仮称)小名浜火力発電所勧告内容】

環境影響評価項目について

対象事業実施区域周辺には民家、病院等が存在しており、施設の稼働に係る低周波空気振動により影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として低周波空気振動を追加すること。

調査、予測及び評価手法について

- (1) 特定対象事業に係る水質の負荷量を適切に予測及び評価するため、小名浜港四号埠頭先地点に加え、造成等の施工による一時的な影響及び施設の稼働(排水)に係る水質の調査、予測及び評価地点として公共水路排水口近傍地点を追加すること。

- (2) 地形改変及び施設の存在に係る景観については、市街地となっている対象事業実施区域の北側に調査地点がないことから、調査地点として対象事業実施区域の北側市街地を追加すること。